

福知山市入札監視委員会（令和7年度 第1回）議事概要

開催日時及び場所	令和7年7月30日（水） 午後2時00分～午後4時20分 市民交流プラザふくちやま3階 視聴覚室		
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>おぎの</small> 荻野 <small>しんいち</small> 伸一（弁護士） 委員 <small>きくた</small> 菊田 <small>まなみ</small> 学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 <small>よしだ</small> 吉田 <small>ちかくに</small> 周邦（公認会計士）		
議 事 概 要	1 報告事項 ・令和7年度業者受付状況等 ・建設工事発注標準等について 2 議事 （1）令和6年度下半期の入札・契約の実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員の選出 ・吉田委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）		
審 議 対 象 期 間	令和6年10月 1日 ～ 令和7年 3月31日		
審 議 対 象 件 数	[工事]	92件	[委託役務業務] 5件
内 訳	公募型指名競争入札	0件	
	条件付一般競争入札	15件	
	指名競争入札	65件	
	随 意 契 約	12件	5件
抽 出 案 件 数		4件	1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会意見の内容	○抽出案件の対象範囲について、入札・契約の実施状況表は、250万円未満の工事も対象とする全件を反映したものでないと、市全体の入札・契約状況が分からないのではないかと。前期との比較を含め検討されたい。 ○随意契約については、根拠となる条文等を明確にした上で契約されたい。		

別 紙

「1 報告事項（2）建設工事発注標準等について」

意見・質問	回 答 等
<p>○今回の変更において、全般的にA・B等級の金額は下がり、C等級の金額が上がっているが、効果は出ているか。</p>	<p>今回、運用から3か月経過しており、市長部局の条件付一般競争入札が16件、同じく上下水道部局で12件の入札があり、全体的に入札参加者が増加傾向となり良い状況である。</p> <p>例えば、舗装工事でこれまで指名競争入札が10者であったのが、今回の変更により、主にB等級の一般競争入札で20者となり、参加者数の増加により各者の入札意欲の促進に繋がっていると推測する。</p> <p>また、上下水道部局では、機械設備など登録業者数が少ないところで、これまで指名競争入札の参加者が無かったことがあったが、今のところそういった事態がなく、一定効果が出ていると思われる。今後も引き続き、入札状況を注視していきたい。</p>

「2 議事（1）令和6年度下半期の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回 答 等
<p>○令和6年度下半期の入札・契約の実施状況について、表1の入札方式の契約件数及び落札率や表3の入札参加業者数等の入札件数は、250万円以上の契約案件を抽出しているのか。</p>	<p>各表の契約の取りまとめは、250万円以上のものを抽出している。</p>
<p>○令和6年度下半期の入札・契約の実施状況について、契約金額は前年比どのくらいか。</p>	<p>令和5年度下期で契約金額は約31億4千5百万円で、前年同期比で約19億円減少している。</p>
<p>○指名停止の運用状況で、事前に公表されている工事の予定価格を上回る入札があったということで、通常あり得ない案件だと思うが、事務局として原因は把握されているか。</p>	<p>要因について、はっきり分かる訳ではないが積算の誤りや応札での金額の記入誤りが考えられる。</p>

<p>○応札での記載間違い等なら分かるが、悪意があって他の業者に落札させるといったことは考えられないか。</p> <p>○今回、予定価格を上回った業者は、これまでにも入札参加実績のある業者か。</p> <p>○今回、予定価格を上回った業者が応札金額を記入誤りした場合、指名停止になるのか。 一発で指名停止になるのであれば、厳しすぎるのではないか。悪質性が認められる場合等の条件は入らないのか。</p> <p>○今期の入札・契約の実施状況での総契約件数が92件で、対象抽出案件から各部局の件数を合計すると同じく92件になり、250万円未満の工事は含まれていないのではないか。</p> <p>○250万円未満の工事はすべて随意契約なのか。</p> <p>○入札・契約の実施状況についての表は、全件反映したものでないと全体の入札・契約状況が分からないのではないか。</p>	<p>正当な理由がなく予定価格を上回る入札をすると指名停止になるため、原因については相手先に連絡して確認を取っている。 過去にも予定価格を上回る入札があった時はその都度確認しているが、原因は金額間違えであった。</p> <p>これまでにも、入札参加実績のある業者である。 昨年度より、250万円未満の工事も予定価格を事前公表しており、失格が発生している。 一昨年までは、250万円未満の工事は予定価格を公表していなかったため、等級の低い業者は失格するという意識が少ないのではないかと推察する。</p> <p>指名停止は、「福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱」で定められており、別表第24の(9)により、「正当な理由なく事前に公表された予定価格を上回る入札をした場合、1か月間の指名停止となる」と定められており、故意や過失での判断ではない。</p> <p>入札・契約の実施状況の表と今回抽出対象案件の合計件数が同じ92件であり、250万円未満の工事は反映されていない。</p> <p>250万円未満の工事も指名競争入札を行っている。コロナ禍以前は対面で予定価格を公表せずに行っていたが、コロナ禍以降は感染防止の観点で全ての案件を電子入札に移行しており、そのタイミングで全件予定価格を公表することとした。</p> <p>入札契約適正化法に則り、公表が必要とされる250万円以上の案件を取りまとめていたが、今後、過年度のデータを含めて、資料作成の方法を検討したい。</p>
---	---

「3 議事（2）抽出案件に関する審議について」

1 建築第32号 市営住宅秋津が丘団地313号ほか空家改修工事

…指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○抽出事案説明書の指名業者選定理由で、地域性及び回数調整等により～選定したとあるが、回数調整等とはどのような意味か。</p>	<p>今回、指名競争入札でC等級の対象工事であり、入札を実施したのは12月で、年度末にかけて指名競争入札の年間の実績を考慮し、今年度に入って指名回数の少ない地域の業者を考慮して全体の指名回数を調整している。今回は、地域性を考慮し指名競争入札の回数も考慮した上でA・B・C等級に登録された者から11者を選定した。</p>
<p>○指名及び入札状況閲覧簿で、最低制限価格未達が4者で、落札者の落札価格は予定価格に近く、他の4者と比べ70万円程差額が出ているのは何故か。予定価格が適正に算出されているか検証されたか。</p>	<p>今回、事前公表案件で最低制限価格未達で入札した4者が失格となり、残り1者が最低制限価格以上であったため、契約を行った。 最低制限価格未達の4者は、最低制限価格に近い応札であったため、積算も正確にされていたと推測する。落札された業者の価格は予定価格に近い金額であったが、内訳等は適正であると確認した上で契約している。</p>
<p>○工事概要で、今回6室まとめて改修されており、民間の場合1室ごとに改修するケースが多いと思うが、市営住宅の場合ある程度まとまった部屋数で発注されるのか。1室なら1者で受注できる規模の小さな業者でも請け負うことができ、工事費も安価になるのではないか。</p>	<p>市営住宅は年1回空き家の入居者募集を行っており、その都度空き家になれば募集するわけではなく、団地も20団地以上あり、複数の団地をまとめて募集し、それに伴う修繕も団地ごとに集約して業者が着手できるよう契約している。</p>
<p>○今回の改修は内装の改修のみで、水道やガス等の給水設備の改修はなかったのか。</p>	<p>今回は経年劣化している畳やクロスの改修がメインである。</p>
<p>○すべての団地の空室率はどれくらいなのか。</p>	<p>空室率は、団地ごとでバラバラであるが、全体では約2割ほどだと思う。</p>
<p>○先ほどの質問の続きで、安価な応札の業者が最低制限価格を下回り、一番高い</p>	<p>この質問は、毎回同じ説明になってしまうが、最低制限価格は予定価格を設計書から国交省の基準で計</p>

<p>価格の業者が落札したことは、結果的に仕方がないことなのかもしれないが、このような結果にならないような対策はできないのか。市民からすれば、安価な価格で請け負える業者が失格になり、高い価格で応札した業者が落札になることに疑問を持たれるのではないか。</p> <p>○国の基準をある程度は公表できないか。</p> <p>○今回落札された工事で、下請け業者はあるか。また、下請け業者がある場合、最低制限価格で失格になった時の業者は入っているのか。</p> <p>○積算ソフトの計算式である程度明らかだということであれば、故意に最低制限価格よりも下で価格を入れようと思えば出来るわけで、今回の場合、4社がいずれも最低制限価格を下回って、1社だけ事前公表された予定価格に近い価格で落札された。</p> <p>そうなると、故意に特定の業者に落札させようとして、他の業者がそれより下に価格を入れる、場合によっては、その落札した業者の下請けに入りお互い利益分配する、というようなことも可能であり、そのような話を聞いたことがあったので、今回の入札で少し疑惑を持ったものである。</p>	<p>算することで示しており、市独自で設定しているものではなく国の基準で設定しており、下請業者へのタンピングのしわ寄せを防ぐために国が設定しており、市も同じ基準で算出している。</p> <p>工事の最低制限価格の計算式は、市のホームページに載せており、国も公表している。業者には、市や国の基準は公にしていると考える。</p> <p>この工事は、いろいろな工種があり内装や設備など下請け業者が入っていると思う。下請け業者の選定は、いろいろなケースがあり、業者の付き合いもあると思うが、市が下請けについては関与できない。</p> <p>今回の案件につきましては、建築一式工事ということで、営繕工事の基準で積算をしている。積算ソフトで比較的正確な積算が出来ることが多いのは、土木工事の案件で、材料単価や見積りの金額についても公表しており、それに対する諸経費も正確に算出されるが、営繕工事は、土木工事に比べ積算基準の公表内容が少なく、制限価格が予想しづらくなっている。今回の様に最低制限価格未満での入札は、応札者の入札意欲が大きいことの現れとして捉えており、ご指摘のような事実には当たらないと考えている。</p>
---	--

2 まち第13号 内田町けやき集会所改修工事

…随意契約

意見・質問	回答等
-------	-----

○抽出事案説明書の随意契約とした理由で、1回目の指名競争入札で全者失格で不調になったが、どういった状況で全者失格になったのか。

2回目の指名競争入札では、どのような原因で応札者が一者になったのか。

また、契約金額が予定価格と同じ金額の見積りであったのはなぜか。

○今回契約した業者は、1回目の失格になった中の業者か。また、2回目の入札時の応札金額が、今回契約した金額になっているのか。

○随意契約を予定価格 100%で契約されており、応札者が1者で入札が不成立になったとしても、その時に札を開封し、どのくらいで工事を請負う意思があるのか金額を確認しておくべきではなかったのか。そこで予定価格よりどれくらいの差額で応札の意思があったのかどうかの判断が出来たのではないか。

1回目の入札は、指名業者12者で応札者4者、辞退者7者で、応札者のなかで最低制限価格未満が3者、残り1者は内訳書の不備で失格となっている。

内訳書の不備については、本市の定める「工事費内訳書確認事務取扱要領の別表④商号又は名称に誤りがある。」により、内訳書に会社名が入っていなかったことによる。

2回目の入札では、指名業者数が12者で応札者は1者、辞退者は11者であった。

辞退者数が多かったのは、11月に入り年末に近付き、時期的に技術者の配置困難が6者、工期内の完成困難が2者、予定価格と自社の見積りが合わないが3者であった。

そのため2回目の不調を受け、応札のあった1者と随意契約を行った。

理由として、年度内の工事完成が条件ということ、また、適正な工期を確保するため随意契約をした。

次に、随意契約で予定価格と同じ応札価格であったことについては、見積合わせで価格交渉を行ったが予定価格と同額になり、工期の確保も必要であったことから、随意契約を行った。

1回目の入札参加者のなかに、今回契約した業者は入っていない。また、2回目の入札では手続き上は契約した業者以外すべて辞退となっており提出された応札封筒は開封していない。今回契約した業者は2回目の入札が無効扱いになっており、金額は確認していない。

応札者が1者の場合は、開札せずに不調としているため、応札価格の確認はしていない。

○今回の随意契約で、令和6年度中に完成させる必要があることと、2回目の入札をして3回目で随意契約になったが、どのガイドラインや要綱に当たるのか。

○福知山市財務規則の施行について(例規通達第4第5項)の条文の何号に当たるのか。

○福知山市財務規則の施行について(例規通達第4第5項)の「(6)契約の相手方が1人しかないとき。」に結果的になるとは思うが、段階を踏んだり、工期的な制約について、具体的にはどの条文に当たるのか。

○随意契約では、どの条項に当たるのか記載しておいてはどうか。

○結果的に随意契約になったことは仕方がないが、根拠になる条項は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」なのか同施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」なのではないか。同施行令第167条の1第1項第2号は違

福知山市随意契約ガイドラインの地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の福知山市財務規則の施行について(例規通達)第4第5項になる。

入札を2回行い段階を踏んでおり、最終的には随意契約しかなかったという理由で、代替性のないものとしている。また、年度内に完成しないといけないということで、この条文を使用している。

福知山市財務規則の施行について(例規通達第4第5項)の「(6)契約の相手方が1人しかないとき。」に当たる。

段階を踏んでの随意契約であり、その他も辞退や失格になったことも経過としてある。

また、ほかの方法として、一回入札を取り止めて設計書を見直し再度入札を行うことも考えたが、最初の入札段階でそこまで時間を掛けられず、また2回目の入札では決まると思っていたが、結果的に決まらなかった状況であった。

そのあと、業者との見積り合わせで価格交渉をしたが折り合いが付かず、結果応札時の金額になった。

今後については、発注時期を早くするとか、入札が不調になった時の対応を考えておくなど、余裕をもって進められるよう庁内で調整していきたい。

以前もそういった意見を伺っており、資料に記載することになっていたが、今回は記載が漏れており今後は記載する。

ご意見の内容を、どの条文に当たるのか再度確認して今後は注意していきたい。

<p>うように思う。</p> <p>2号は「不動産の買入れ又は借入れ、物品の製造、修理、加工又は納入み使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」であるので今回は、物品の製造、修理ではなく不動産の修理なので2号ではないように思う。あと、財務規則（例規通達）第4第5項も「(6) 契約の相手先が1人しかないとき。」か「(13) その他市長が特に必要と認める契約をするとき。」に当たると思うので、今後は注意してもらいたい。</p>	
---	--

3 病総第504号 市立福知山市民病院 ITV設備更新工事

…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○抽出事案説明書で、入札参加資格は福知山市に本社又は本店があって、電気のA等級で特定建設業の許可を有する者ということで5者の参加であったが、そのうち電気のA等級12者のなかで5者あったのか。</p>	<p>A等級の登録業者が全部で12者あり、そのうち特定建設業の許可を有する者が8者あるなかで、今回参加があったのが5者あった。</p>
<p>○辞退などもあり、5者で入札を行うことは競争性が図れるのか。いつもはもっと多くの業者で入札を行っていたと思うが、参加数が少ない場合、市外業者を入れるなど考えなかったのか。</p>	<p>今回は一般的な電気工事であり、市内業者で施工できる内容であると判断し、登録者数はA等級で12者あり、その中でも特定建設業許可を持っている業者が8者で少ない数ではあるが、これまでと同様の規模での参加者数や工事内容を判断して、今回の条件にしている。</p>
<p>○落札率が高く、規模の大きな電気工事では特定建設業のある市内業者だけで、競争性が図られたか統計等を取れるよう</p>	<p>今後についても、参加者数の状況などを加味して、参加条件を考えていきたい。</p> <p>委員の意見を考察し、発注の時期なども考慮して、基本的に公契約大綱での市内業者を優先していくということは守りつつ、状況を見ながら検討していき</p>

<p>にしておくべきではないか。 競争性を図るためには、市外業者を入れるなど検討していただきたい。</p> <p>○工事内容について、1階平面図のカメラ設置図面は2階などの上の階は今回工事をしないのか。 ○要するに、防犯カメラやモニターカメラの設置ですね。分かりました。</p>	<p>たい。</p> <p>補足で、今回落札率は92%になっているが、最低制限価格が91.5%なので近い価格で落札されていると分析している。過去に比べ最低制限価格も徐々に上がっており、これからもこのような落札率になると思う。</p> <p>業者においては、公契約大綱で市内業者の育成を目指し、指名競争入札や一般競争入札において市内に本社又は本店がある業者を中心に募集している。</p> <p>平図面は1階のみ添付をしているが、1階から7階までと外来駐車場にカメラを設置する。</p>
---	---

4 下水工第25号 河東・長田野系統 土師川水管橋補修工事

…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○抽出事案説明書の入札参加条件で、工事区分が塗装で工事内容が水管橋の塗装の塗替えですが、川を横断している水管橋は鋼構造物になることがよくあると思うが、今回なぜ塗装になったのか。特殊な工事となると、鋼構造物と塗装の両方から選ぶということにはならなかったのか。</p> <p>○水管橋を今回施工されたが、その前後の管も老朽化しているのか。今後は老朽化した管もやり替えをしていくのか。</p>	<p>工事区分は、設計書での金額規模の大きい工種を、主たる工種として決定している。今回の水管橋補修工事は、塗装の工種が金額規模が大きかったということで塗装を選定した。水管橋という特殊な構造物の塗装をするということで、塗装の業種を持つ業者のなかで鋼構造を扱う業者は多くいるため、今回は塗装という区分で選定している。</p> <p>ただ、水管橋自体の構造を補修するとか、落橋防止装置等を付けるなど、鋼構造物のウエイトが大きくなると同じ水管橋でも鋼構造物と判断することになる。</p> <p>今回は耐震の工事で、橋脚や橋台など耐震構造にしっかりと施工したあとに、管自体も耐震にする。管を支えている付帯施設の補修部分は塗装をしている。それ以外は、処理場やポンプ場、管路が耐震構造であるかどうかの確認を重要路線から順次実施している。そのうち、1.04kmのうち330mが今回完了し</p>

	<p>ている。</p> <p>また、管の老朽化については、50年以上経過している管路などをカメラ等で調査しながら点検を進めており、耐震構造と老朽化の両方の対策をしっかりと進めている。</p>
--	---

5 福知山市公共施設等包括管理業務委託

…公募型プロポーザル方式

意見・質問	回答等
<p>○122施設を一括で包括事業者が管理する経過で、職員が専門的な知識がないなかで管理するよりもノウハウをもった業者が一括で管理するほうが効率的で効果もあると思うが、最終的に管理責任を負うのは福知山市であり、事業者を管理する市の職員を置かないといけないと思うが、どのような体制になっているのか。</p>	<p>施設管理は、専門の知識をもった職員による管理が好ましいが、近年は技術職員が不足しており、技師による施設の管理が出来ない状況になっている。今回包括的に業務を委託することによって、専門の知識を有する包括事業者の一つの目線で保守管理業務をしてもらえ、修繕といった維持管理業務も優先的な判断も含め一定管理をしてもらう。</p> <p>発注者側では、庁内の体制として包括管理担当課は資産活用課になる。ただし、技術職員はいないので、施設で修繕が必要な場合は、建築住宅課にも協力いただく。また、流れとしては包括事業者が現場へ行き調査をして、どういった工法がよいか所管課が提案を受け一定審査をしたのちに、建築住宅課と包括管理担当課である資産活用課に決裁が回り、最終修繕を実施するという流れになっている。</p>
<p>○契約金額が5年間で14億円なので、単年度で3億円弱になり、これまで個別で管理していた金額と比べてどれくらい増減はあるのか。</p>	<p>保守管理業務と修繕業務とあり、保守管理業務の限度額の設定は、募集時点で確定した決算額である令和4年度の発注実績を基に物価上昇を考慮して令和7年度発注時点まで建設工事費デフレーターの上昇率を乗じた額で設定しており、修繕料に関しては直近の5年間の発注実績の平均額に上昇率を乗じて設定している。増減部分でいうと物価上昇分は増加している。</p>
<p>○それに加えて、包括事業者への人件費等も含まれているのか。</p>	<p>マネジメント経費ということで、総額で設定して見積りを提出してもらっている。</p>

<p>○包括事業者は122施設のこれまでの管理水準を落とさず管理していくことは大丈夫なのか。包括事業者は全国でも実績がある会社と聞いているが、市の担当者はこれまで積み重ねた実績があるが、包括事業者には市のノウハウをきちんと伝達しているのか、また市はどこまで責任をもって包括事業者に指導やアドバイスをするのか。</p>	<p>各施設のこれまでの修繕履歴や状況については、包括事業者が本業務の候補者になって半年間、毎週1週間に1回打合せ会議をして、各所管課から維持管理状況等の引継ぎを受け一定引き継ぎが出来たものと考えており、4月から現場も巡回点検してもらいながら各施設を回ってもらい、引継ぎ内容と施設の状況等を確認してもらっている。</p> <p>市の責任においても、修繕や保守点検について発注代行をしてもらっているものではなく、内容により専門の資格をもつ職員を配置し指導しており、特に修繕に関しては、これまでの修繕の工法やノウハウを基本に進めてもらうよう指導している。</p>
<p>○包括管理業務の金額は、従来の管理とコスト比較はしているか。</p>	<p>包括管理業務の導入はコスト削減を目的にはしていない。施設管理の水準を上げる目的である。本業務では追加で包括事業者の手数料が発生するが、その分はこれまで市の施設所管課が発注事務に要していた業務負担が減ることで、市職員がコア業務に注力でき、また市全体では人員配置にも反映している。</p>
<p>○この業務でいうマネジメント・フィーは、人件費がほぼ占めているのか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>○エレベータの保守点検では、従来個別に随意契約されていたが、今回、所管課の保守点検と包括業務での保守点検で重複する部分はないか。</p>	<p>発注契約事務は包括事業者が行い、保守で5万円未満は市の基準で1者見積りで契約でき、それ以上の金額では複数者の見積りを徴取し一番安価なところと契約することで競争性も担保しており、仕様書にも記載している。</p>
<p>○修繕費用は市が払うが、修繕の契約などは包括事業者が行うということだが、適正に契約できるのか。</p>	<p>仕様書にも細かく記載しているが、これまで地元業者に発注していたが、保守点検の業者は86%が市内に本社支店や営業所のある業者で、修繕業務はそれ以上の発注率で行っており、これまでの水準を守るということで仕様書に記載してある。</p> <p>包括事業者から専門業者に再委託を基本としている。</p>
<p>○病院は今回の業務に入っているのか。</p>	<p>特別会計なので、今回の業務には入っていない。</p>

<p>○これまで入札を行っていた業務も包括事業者だけで決まってしまうのか。</p>	<p>修繕に関しては、プロポーザルの発注時点の地方自治法施行令に定められている随意契約で130万円以下の基準で設定している。</p> <p>基本的に、改修工事や金額の大きな工事は契約監理課で委任を受けて入札をしていたが、メンテナンスを行いながらの小修繕は包括業務に入っている。自治法改正で200万円超はこれまで同様入札に掛けることで、競争性が担保される。</p>
---	---